

○宍粟市山崎文化会館管理規則

平成17年4月1日

規則第156号

改正 平成17年9月28日規則第175号

平成17年12月27日規則第204号

平成21年3月31日規則第9号

令和5年3月20日規則第11号

令和5年10月19日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市山崎文化会館条例（平成17年宍粟市条例第204号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、山崎文化会館（以下「会館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 会館の使用期間は、引き続き6日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により、会館の使用許可を受けようとする者は、山崎文化会館使用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(許可申請の受付期間)

第4条 許可申請書の受付期間は、次のとおりとする。ただし、市長が管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) ホール（舞台を含む。以下同じ。）及び楽屋については、使用日の1年前から10日前までとする。

(2) 前号以外の施設については、使用日の6か月前から、その日の前日までとする。

(使用許可の順位)

第5条 使用許可の順位は、許可申請書を受理した順序とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可証の交付)

第6条 市長は、第3条の許可申請について適当と認めるときは、山崎文化会館使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(使用の取消し及び変更)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館を使用しないこととなったとき、又はその使用目的を変更しようとするときは、山崎文化会館使用（取消・変更）許可申請書（様式第3号）に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、山崎文化会館使用（取消・変更）許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（許可の取消し等）

第8条 条例第7条第1項に規定する使用許可の取消し等の通知は、山崎文化会館使用許可取消通知書（様式第5号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭によることができる。

（使用時間の範囲）

第9条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間も含めたものとする。

2 使用者は、使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、山崎文化会館使用時間超過・繰上許可申請書（様式第6号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、使用者に山崎文化会館使用時間超過・繰上許可書（様式第7号）を交付するものとする。

4 前項の許可を受けた者は、直ちに、条例別表備考5に規定する超過又は繰上分の使用料を納付しなければならない。

（使用料の後納）

第10条 条例第8条第2項ただし書きの規定により、使用料を後納しようとする者は、山崎文化会館使用料後納申請書（様式第8号）にその理由を明記して、第3条の許可申請書を提出する際に、市長に提出しなければならない。

（附属設備の使用料）

第11条 会館の附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、当該使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（使用料の還付）

第12条 市長は、条例第9条ただし書きの規定により、特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる使用料を還付するものとする。

（1） 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったとき。

使用料の全額

- (2) 市長が公益上の理由により、使用許可を取り消したとき。 使用料の全額
- (3) 使用者が、ホール及び楽屋の使用日の6か月前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 使用料の9割相当額
- (4) 使用者が、使用日の7日前（ホール又は楽屋の使用にあつては、30日前）までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 使用料の8割相当額
- (5) 使用者が、使用日の3日前（ホール又は楽屋の使用にあつては、20日前）までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 使用料の5割相当額
- (6) 使用者が、ホール又は楽屋の使用日の10日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 使用料の2割相当額

2 前項の還付を受けようとする者は、山崎文化会館使用料還付申請書（様式第9号）を、第7条の取消申請書提出時に、市長に提出しなければならない。

（許可書の提示）

第13条 使用者は、会館を使用しようとするときは、第6条の許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（特別の設備等の承認）

第14条 使用者は、あらかじめ市長の承認を受けて特別の設備を設置することができる。ただし、市長は、会館の管理運営上必要があるときは、使用者に対してその設備の変更を命ずることがある。

2 前項の規定により特別の設備の承認を受けようとする者は、その内容を記載した任意の仕様書を許可申請書に添付しなければならない。

3 第1項の承認を受けた者は、会館の使用が終わったとき、又は条例第7条第1項の規定により使用許可の取り消し等を受けたときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第15条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用場所の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の販売等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (4) 許可なしに、会館内外に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 許可なしに、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 会館の管理運営上支障をきたすような行為をしないこと。

(8) 入館者に次条各号に掲げる事項を守らせること。

(9) 前各号に掲げる事項のほか、係員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第16条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲酒し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(2) 会館内を不潔にしないこと。

(3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけること。

(4) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、係員又は使用者の指示に従うこと。

(責任者の設置)

第17条 使用者は、会館内の秩序を保持するため、責任者を置かなければならない。

(損傷、滅失届)

第18条 使用者は、会館内の施設又は附属設備器具を損傷し、又は滅失したときは、山崎文化会館（損傷・滅失）届（様式第10号）により、市長に届け出なければならない。

(使用後の点検)

第19条 使用者は、会館の使用が終わったときは、直ちに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(利用料金の承認等)

第20条 条例第14条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用料金については、指定管理者は山崎文化会館利用料金承認申請書（様式第11号）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、山崎文化会館利用料金承認書（様式第12号）により、指定管理者に通知するものとする。

3 会館の利用料金を変更するときは、前2項の規定の例によるものとする。

(読み替え)

第21条 条例第14条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第7条までの規定、第9条、第10条、第12条、第14条及び第18条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条から第12条までの規定及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「別表に定めるとおり」とあるのは「別表に定める額の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替える。

2 条例第14条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、様式第1号中「宍粟市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号中「宍粟市長」とあるのは「指定管理者」と、

「その他市長」とあるのは「その他指定管理者」と、様式第3号から様式第10号までの様式中「宍粟市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(公告等)

第22条 市長は、第20条の規定により利用料金を承認したときは、公告するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは利用料金を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山崎文化会館条例施行規則（昭和62年宍粟郡広域行政事務組合規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月28日規則第175号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第204号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の宍粟市山崎文化会館管理規則（平成17年宍粟市規則第156号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日）までに、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宍粟市文化会館管理規則の規定は、この規則の施行日以後の申請に係る会館の使用について適用し、施行日前の申請に係る会館の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月20日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宍粟市山崎文化会館管理規則の規定は、この規則の施行の日以後の山崎文化会館の附属設備の使用に係る料金（以下「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年10月19日規則第45号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、様式第1号の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宍粟市山崎文化会館管理規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、施行日以後の山崎文化会館の附属設備の使用に係る料金（以下「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に使用の許可を受けている施行日以後の使用料については、新規則別表の規定を適用する。

別表（第11条関係）

名称			使用料	
分類	番号	種類又は品目	単位	単価
舞台設備	1	音響反射板	1式	2,728円/回
	2	所作台	1式	2,728円/日
	3	金屏風	1双	1,819円/日
	4	松羽目	1枚	1,819円/日
	5	平台	1枚	91円/日
	6	仮設花道（下手のみ）	1式	1,819円/日
音響設備	7	PA機器	1式	22,728円/日
	8	フロントスピーカー（アンプ等含む）	1式	4,546円/日
	9	8chミキサー	1台	1,819円/日
	10	移動用MDプレーヤー	1台	728円/日
	11	移動用カセットデッキ	1台	728円/日
	12	16chマルチボックス・ケーブル	1式	909円/日
	13	アンプ内蔵スピーカー	1式	909円/日

	14	モニタースピーカー		1 台	909円/日
	15	24chマルチボックス・リール		1 式	1,364円/日
	16	録音用3点吊マイクセット		1 式	1,819円/日
	17	マイク		1 本	455円/日
調光設備	18	ホリゾントライト		1 列	909円/回
	19	フロントサイドスポットライト		1 列	455円/回
	20	シーリングスポットライト		1 列	1,819円/回
	21	センターピンスポットライト	2 kw	1 台	1,819円/回
	22	ボーダーライト		1 列	909円/回
	23	サスペンションライト		1 列	909円/回
	24	ミラーボール		1 式	909円/日
	25	スモークマシン (スモーク液含む)		1 台	2,728円/日
	26	エフェクトマシン (ITO他)		1 台	273円/日
その他	27	常設スクリーン		1 式	909円/日
	28	ピアノ (バーゼンドルファー)		1 台	7,273円/日
	29	ジョーゼット		1 式	2,728円/日
	30	地がすり (黒・灰色)		1 枚	2,728円/日
	31	ビデオプロジェクター		1 式	2,728円/日

様式第1号(第3条関係)

山崎文化会館使用許可申請書

年 月 日

宍粟市長 様

住 所 (法人又は団体にあつては、)
主たる事務所の所在地

団 体 名

氏名又は
代表者名

連絡責任者 電話

宍粟市山崎文化会館条例及び宍粟市山崎文化会館管理規則の規定を承諾のうえ、次のとおり使用許可の申請をします。

使用日時	年 月 日 (曜日)		使用場所	使用料	追徴額	加徴額	
	時 分	時 分	<input type="checkbox"/> ホー ル	円	円	円	
日時変更後	年 月 日 (曜日)		<input type="checkbox"/> 第 1 楽 屋				
	時 分	時 分	<input type="checkbox"/> 第 2 楽 屋				
使用時間	準備	時 分	時 分	<input type="checkbox"/> リハーサル室			
	練習	時 分	時 分	<input type="checkbox"/> 特別会議室			
	本番	時 分	時 分	<input type="checkbox"/> 会 議 室			
	搬出	時 分	時 分	<input type="checkbox"/> 研修室全室			
行事名称				<input type="checkbox"/> 研修室2 / 3			
行事内容				<input type="checkbox"/> 研修室1 / 3			
会場責任者				<input type="checkbox"/> 和 室			
出演予定	人	開演時刻	区分	開場	開演	終演	<input type="checkbox"/> 茶 室
			第1回	:	:	:	<input type="checkbox"/> 冷 暖 房
			第2回	:	:	:	小 計
			第3回	:	:	:	消費税
入場料	有料・無料	時刻	第4回	:	:	:	合 計
整理券・会員券 自由席 関係者・その他	指定席	前 売	円	当日 売	円	No.	No.
		円	円	円	円	No.	円
発 券 所			円	円	円	消費税	円
打ち合わせ希望	有 ・ 無		平日	30%	土 祝 日	70%	150%
会館ニュース記載名称						200%	備考

- (注) 1 太線内のみ記入してください。
 2 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。
 3 使用料の後納を申請される場合は、山崎文化会館使用料後納申請書(様式第8号)を提出してください。
 4 使用日時及び使用時間の変更または取り消しをされる場合は、山崎文化会館使用(変更・取消)許可申請書(様式第3号)を提出してください。
 5 使用時間には、準備・片付け時間が含まれています。

様式第2号（第6条関係）

山崎文化会館使用許可書

使用者 住所 （法人又は団体にあつては）
主たる事務所の所在地

氏名 （法人又は団体にあつては）
名称及び代表者の氏名

連絡者 電話

使用日時	年 月 日（曜日）			使用場所	使用料	追加徴収額	追加徴収額	
	時 分～時 分							<input type="checkbox"/> ホー ル
日時変更後	年 月 日（曜日）			使用場所	使用料	追加徴収額	追加徴収額	
	時 分～時 分							<input type="checkbox"/> 第1楽屋
使用時間	準備	時	分～	時	分	使用料	追加徴収額	
	練習	時	分～	時	分			<input type="checkbox"/> リハーサル室
	本番	時	分～	時	分			<input type="checkbox"/> 特別会議室
	搬出	時	分～	時	分			<input type="checkbox"/> 会議室
行事名称				<input type="checkbox"/> 研修室2/3				
行事内容				<input type="checkbox"/> 研修室1/3				
会場責任者				<input type="checkbox"/> 和室				
		開	区 分	開場	開演	終演	<input type="checkbox"/> 茶室	
出演予定	人	演	第1回	:	:	:	<input type="checkbox"/> 冷暖房	
入場予定	人	時	第2回	:	:	:	小計	
主催者	人	刻	第3回	:	:	:	消費税	
入場料	有料・無料	前	第4回	:	:	:	合計	
整理券・会員券	指定席	前	売	当日	売		No. No. No.	
自由席	関係者・その他		円	円			No. 円	
発券所			円	円			消費税	
			円	円			合計 円	
打ち合わせ希望	有・無			30%	平日 70%	土祝日 150%	200%	
会館ニュース記載名称				備考				

(注) 使用者が次の各号の一に該当するときは、使用条件の変更を命じ、もしくは使用を停止し、または使用許可を取消すことがあります。

- 1) 宍粟市山崎文化会館条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2) 虚偽その他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- 3) 宍粟市山崎文化会館条例第5条第2項に規定する条件に違反したとき。
- 4) 宍粟市山崎文化会館条例第6条各号の一に該当するとき。
- 5) 災害その他不可抗力により、会館の運営上緊急をやむを得ない事態が発生したとき。
- 6) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

上記のとおり使用を許可する。

年 月 日

宍粟市長

印

様式第3号（第7条関係、第12条）

山崎文化会館使用（取消・変更）許可申請書

年 月 日

宍粟市長 様

使用者 住 所（法人又は団体にあつては
主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては
名称及び代表者の氏名）

連絡者 電話

次のとおり、山崎文化会館の使用（取消・変更）の許可について申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日（午前・午後） 時～（午前・午後） 時
変 更 年 月 日	年 月 日（午前・午後） 時～（午前・午後） 時
使 用 場 所	1 ホール 2 第1楽屋 3 第2楽屋（全室） 4 第2楽屋（半室） 5 リハーサル室 6 特別会議室 7 会議室 8 研修室1 9 研修室2 10 研修室3 11 和室 12 茶室
既 納 使 用 料	円
取 消・変 更 の 理 由	

様式第4号（第7条関係）

山崎文化会館使用（取消・変更）許可書

使用者 住 所（法人又は団体にあつては）
主たる事務所の所在地

氏 名（法人又は団体にあつては）
名称及び代表者の氏名

連絡者 電話

許可年月日	年 月 日（午前・午後） 時～（午前・午後） 時
変更年月日	年 月 日（午前・午後） 時～（午前・午後） 時
使用場所	1 ホール 2 第1楽屋 3 第2楽屋（全室） 4 第2楽屋（半室） 5 リハーサル室 6 特別会議室 7 会議室 8 研修室1 9 研修室2 10 研修室3 11 和室 12 茶室
既納使用料	円
取消・変更の理由	

上記のとおり使用（取消・変更）を許可する。

年 月 日

宍粟市長

印

様式第5号（第8条関係）

山崎文化会館使用許可取消通知書

使用者 住所（法人又は団体にあつては）
主たる事務所の所在地

氏名（法人又は団体にあつては）
名称及び代表者の氏名

連絡者 電話

許可年月日	年 月 日（午前・午後） 時～（午前・午後） 時
使用場所	1 ホール 2 第1楽屋 3 第2楽屋（全室） 4 第2楽屋（半室） 5 リハーサル室 6 特別会議室 7 会議室 8 研修室1 9 研修室2 10 研修室3 11 和室 12 茶室
取消しの理由	

上記の該当理由により、使用許可の取消しを通知する。

年 月 日

宍粟市長

印

様式第6号(第9条関係)

山崎文化会館使用時間超過・繰上許可申請書

年 月 日

宍粟市長 様

住 所 (法人又は団体にあつては、)
主たる事務所の所在地

団 体 名

氏名又は
代表者名

連絡責任者 電話

次のとおり、使用時間の(超過・繰上)を申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日 (午前・午後) 時～(午前・午後) 時
超過・繰上時間	年 月 日 (午前・午後) 時～(午前・午後) 時
使 用 場 所	1 ホール 2 第1楽屋 3 第2楽屋(全室) 4 第2楽屋(半室) 5 リハーサル室 6 特別会議室 7 会議室 8 研修室(全室) 9 研修室(2/3室) 10 研修室(1/3室) 11 和室 12 茶室
既 納 使 用 料	円
差 額 使 用 料	円
時 間 超 過 ・ 繰 上 の 理 由	

様式第7号（第9条関係）

山崎文化会館使用時間超過・繰上許可書

住 所（法人又は団体にあつては、）
主たる事務所の所在地

団 体 名

氏名又は
代表者名

連絡責任者 電話

許 可 年 月 日	年 月 日（午前・午後） 時～（午前・午後） 時
超 過 ・ 繰 上 時 間	年 月 日（午前・午後） 時～（午前・午後） 時
使 用 場 所	1 ホール 2 第1楽屋 3 第2楽屋（全室） 4 第2楽屋（半室） 5 リハーサル室 6 特別会議室 7 会議室 8 研修室（全室） 9 研修室（2／3室） 10 研修室（1／3室） 11 和室 12 茶室
既 納 使 用 料	円
差 額 使 用 料	円
時 間 超 過 ・ 繰 上 の 理 由	

上記のとおり使用時間の（超過・繰上）を許可する。

年 月 日

宍粟市長 印

様式第8号（第10条関係）

山崎文化会館使用料後納申請書

年 月 日

宍粟市長 様

使用者 住 所（法人又は団体にあつては）
主たる事務所の所在地

氏 名（法人又は団体にあつては）
名称及び代表者の氏名

連絡者 電話

次のとおり、山崎文化会館の使用料（分割・後納）の申請をします。

許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 料	円
納 入 予 定 日 及 び 金 額	年 月 日 円
分 割・後 納 の 理 由	

(注)

山崎文化会館使用許可申請時に申請してください。

様式第9号 (第12条関係)

山崎文化会館使用料還付申請書

年 月 日

宍粟市長 様

使用者 住 所 (法人又は団体にあつては)
主たる事務所の所在地

氏 名 (法人又は団体にあつては)
名称及び代表者の氏名

連絡者 電話

次のとおり、山崎文化会館使用料の還付について申請します。

許可年月日	年 月 日 (午前・午後) 時～(午前・午後) 時
使用場所	1 ホール 2 第1楽屋 3 第2楽屋 (全室) 4 第2楽屋 (半室) 5 リハーサル室 6 特別会議室 7 会議室 8 研修室1 9 研修室2 10 研修室3 11 和室 12 茶室
既納使用料	円
還付申請額	円
還付申請の理由	

還付日	年 月 日	受取者氏名	㊟
-----	-------	-------	---

様式第10号（第18条関係）

山崎文化会館（損傷・滅失）届

年 月 日

宍粟市長 様

使用者 住 所（法人又は団体にあつては）
主たる事務所の所在地

氏 名（法人又は団体にあつては）
名称及び代表者の氏名

㊞

連絡者 電話

次のとおり、施設及び附属設備器具を損傷又は滅失したので届け出ます。

損傷又は滅失 年 月 日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分頃
損傷又は滅失 場所及び備品	
損傷又は滅失 の 理 由	
損 害 賠 償 額	円

※ やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

様式第11号（第20条関係）

山崎文化会館利用料金承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ㊟

山崎文化会館利用料金を下記のとおりとしたいので、宍粟市山崎文化会館管理規則第20条の規定に基づき承認を申請します。

記

宍粟市山崎文化会館利用料金

様式第12号（第20条関係）

山崎文化会館利用料金承認書

年 月 日

指定管理者名
代表者 様

宍粟市長 団

年 月 日付で申請のありました山崎文化会館利用料金については、承認します。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係、第12条)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第12条関係)

様式第10号 (第18条関係)

様式第11号 (第20条関係)

様式第12号 (第20条関係)